



2019年5月9日

各 位

上場会社名 株式会社 ニコン
代表者 代表取締役会長 牛田 一雄
(コード番号 7731 東証第1部)
問合せ先責任者 財務・経理本部長 奥村 徹也
(TEL 03-6433-3626)

株主還元方針の変更、および自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2019年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づき自己株式の取得に係る事項を決議し、併せて2020年3月期から株主還元方針を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式取得に係る決議について

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元を強化するとともに、資本効率の向上・機動的な資本政策の遂行を図るため

(2) 取得に係る事項の内容

- ① 取得対象株式の種類 : 普通株式
- ② 取得する株式の総数 : 800万株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.0%)
- ③ 株式の取得価額の総額 : 100億円
- ④ 取得期間 : 2019年5月10日～2019年6月30日

(ご参考)

発行済株式総数(自己株式※を除く) : 396,258,592株

自己株式数※ : 4,620,329株

※2019年4月30日時点の保有自己株式数

2. 株主還元方針の変更について

(1) 株主還元方針の変更の概要と理由

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置付け、株主利益還元の基本方針を検討してまいりました。その結果として、中長期的に最適な資本配分を行うべく株主還元の柔軟性を高める目的で、株主還元に関わる定量的な目標水準を「配当性向 40%以上」から、「2020年3月期から2022年3月期までの新中期経営計画期間累計の総還元性向 40%以上」を目指す形へ改めることといたします。かかる方針に基づき、株主の皆様への2020年3月期の利益還元として、2019年5月9日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議しております。

なお、株主重視の観点に基づく安定的な配当を行う基本的スタンスも継続し、新中期経営計画期間中においては年間配当60円以上を堅持する方針を継続いたします。

(2) 株主還元方針の変更の内容（下線部は変更箇所）

改定前	株主重視の観点から安定的に配当を行うことを基本とし、 <u>配当性向 40%以上</u> を目標として株主の皆様への還元を行っていく方針としております。加えて、業績の反映度を高めていくために、総還元性向の観点に基づく利益配分の検討を行ってまいります。
改定後	株主重視の観点から安定的な配当を行うことを基本とし、同時に柔軟な株主還元政策により中長期的な視点に基づく最適な資本配分を実現する方針といたします。この方針に基づき、 <u>2020年3月期から2022年3月期までの新中期経営計画期間累計の総還元性向を 40%以上とすること</u> を目標として株主の皆様へ利益還元を行ってまいります。

以上